徳島阿波おどり空港将来ビジョンの実現に向けた調査業務　企画提案募集要項

１　目的

令和８年３月に策定された「徳島阿波おどり空港将来ビジョン」においては、「１．航空ネットワークの維持・拡充」「２．空港施設の機能強化・魅力向上」「３．二次交通・利便性向上」の３本柱を軸として、徳島阿波おどり空港が今後、本県の持続的発展を牽引する「開かれた空港」となるよう取り組むとともに、空港各施設の一体化に向けた民間活力導入手法の検討を行うべき旨が県に対して提言されたところである。

また、今年５月、国内航空が事業環境の変化により厳しい状況におかれていることを踏まえ、「国内航空のあり方に関する有識者会議」において航空会社間の競争を原則として堅持しつつ、国民生活を支える重要な交通手段である国内航空ネットワークを維持し、利用者の利便性を確保するための方策等の報告書が取りまとめられた。

このような状況を踏まえ、本業務では、徳島阿波おどり空港が、本県の持続的発展を牽引する「開かれた空港」となるよう、同空港の今後の、航空ネットワークの将来需要予測及び今後の展望と求められる取組、必要となる空港施設機能及び二次交通対策について専門的知見から検討を行う。

２　企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、徳島県が別に設置する選定委員会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と契約を締結する。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意するに至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部が変更となる場合がある。

３　事業の内容

（１）委託契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

（２）業務内容

別添「徳島阿波おどり空港将来ビジョンの実現に向けた調査業務仕様書」のとおり。

（３）委託料上限額

１７，０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）

４　連絡先

徳島県観光スポーツ文化部観光政策課受入環境整備室（担当　南賀）
〒770-8570　徳島県徳島市万代町１丁目１番地
電話番号　　０８８－６２１－２３３７
Ｅ-ｍａｉｌ　kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

※電子メールの件名については、「徳島阿波おどり空港将来ビジョンの実現に向けた調査業務（参加 or 質問 or 企画提案書の提出）／事業者名」とすること。

※送付後は上記担当に電話等で受領の確認を行うこと。

５ 企画提案の参加資格

本業務委託の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とします。

（１）日本国内に法人格を有する団体であり、徳島県との緊密な連携体制が確保できる団体等であること。

（２）提案事項を十分理解し、適正に遂行できる能力を有すること。

（３）本業務と同種又は類似の観光関連業務に関する実績を有すること。

（４）企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更正法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

（５）徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。

（６）徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

（７）補助金等に係る審査等（書類等の整備・保管、書類の提出や実地検査の受入れ）に協力すること。

（８）厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分を受けていないこと、又は不正受給処分がなされてから３年以上経過していること。

（９）法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者であること。

①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

②地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して２年を経過しない者

③暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及びその構成員でなくなった日から５年

を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

④私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者

⑤労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

⑥役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から２年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

⑦特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

６　募集要項の配布

本募集要項は、徳島県のホームページからダウンロードして入手すること。

７　企画提案の参加手続き等

業務委託事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

（１）提出書類

参加申込書（様式１）１部

（２）受付期間

令和８年１１月１３日（金）から１１月２０日（金）正午（日本時間）までとする。

（３）受付方法

電子メールにより「４　連絡先」宛てに参加申込書（様式１）を提出すること。

８　質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受付します。

（１）受付期間

令和８年１１月１３日（金）から１１月２０日（金）正午（日本時間）までとする。

（２）受付方法

電子メールにより「４　連絡先」あてに質問票（様式２）を提出すること。

（３）回答方法

参加意思を連絡いただいた全ての者に対し、電子メールにより回答を送付する。

９　企画提案の参加手続

企画提案書の提出をもって企画提案への参加申込とする。

（１）提出物及び提出部数

下記の提出物ア～オの原本（事業者名記載可）１部は、郵送あるいは持参により提出すること。

提出物ウ～オについては審査に用いるため、事業者名を記載せず、電子データによっても提出すること。なお、各書類についてはPDF ファイルとすること。

提出物	留意事項
ア　企画提案書(送付文)	・「様式３」により提出すること。
イ　添付資料	・団体等の概要が分かる書類（規約、組織図等） ・法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※コピー可。企画提案の到着日時点で発行から３か月以内のものを提出すること。
ウ　企画提案書	・Ａ４版とすること（任意様式）。 ・表紙、目次を除き15ページ以内とすること。 （記載内容） ・業務に係る実施方針 ・具体的な企画提案 ・実施スケジュール ・当該業務の実施体制 ・担当者における類似業務の実績
エ　参考見積書	・積算内訳を記入すること。 ・為替変動による契約金額の変更は行わない。 ・消費税、人件費、渡航費、物品費等、事業にかかるすべての費用を含むこと。
オ　参考資料	・類似業務実績を示す資料

（２）提出期限

令和８年１２月２日（水）正午（日本時間）必着

（３）提出方法

郵送（書留又は簡易書留）あるいは持参及び電子メールにより「４　連絡先」へ提出すること。

（４）留意事項

ア　企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合がある。

イ　提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ　書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

１０　選定方法

（１）　提出された企画提案書については、徳島県が別に設置する選定委員会において、別紙「評価基準」に基づき審査を行い、委託候補者を選定する。また、参加者が１者だった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。

（２）　審査に当たっては、提出された企画提案書等の書類審査により行う。

（３）　次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア　上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ　企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ　その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

１１　審査結果

審査の結果については、全ての提案者に書面で通知する。

１２　契約の方法

（１）委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

（２）別添「仕様書」は、当該業務の最低水準を示すものであり、委託候補者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、徳島県と委託候補者との協議等の結果に基づき、業務の内容が追加、又は修正される場合がある。

（３）委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

（４）委託候補者との契約の締結は、１２月上旬頃を予定している。

１３　その他

（１）この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

（２）提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。